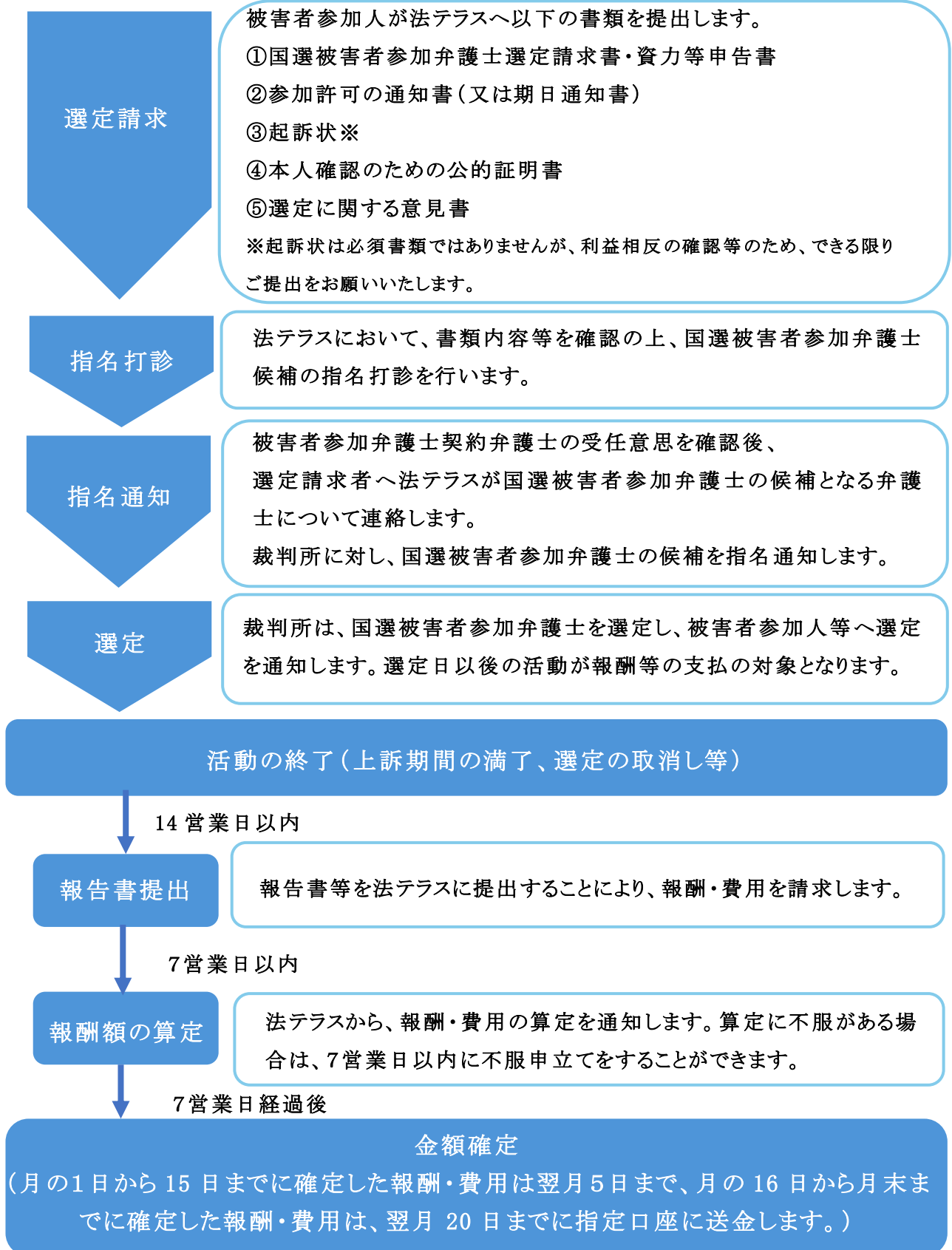


# 国選被害者参加弁護士の報酬等基準について

## 1. 選定請求から送金までの基本的な流れ



## 2. 国選被害者参加弁護士の報酬について

以下は、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款に対応しています。

### (1) 第一審

#### ア 通常報酬

		非裁判員裁判事件	裁判員裁判事件	
基礎報酬	基本	103,000円	230,000円	
	特則	複数の被害者参加人に1名の参加弁護士が選定されたときに加算 基礎報酬×{1+(被害者参加人の数-1)×0.5}		
		加算	一定の事由がある場合には、 基礎報酬の50%又は80%	一定の事由がある場合には、 基礎報酬の25%又は80%
公判加算報酬	実質公判期日加算	審理時間	1回目	2回目以降
		45分未満	0円	5,000円
		45分以上 2時間30分未満	5,000円	8,000円
		2時間30分以上 4時間30分未満	11,600円	16,600円
		4時間30分以上	18,300円	25,300円
	判決宣告期日等加算	3,000円		
	公判前整理手続等対応加算	公判前整理手続期日ごとに、検察官との打合せ・協議等を行った場合に加算 (選定後の最初の公判前整理手続等期日に関する打合せ・協議等を除く。) 4,000円		
	評議対応加算		3,000円	
委託事項が限定される場合の減算	○委託事項が1つ限定されるごとに実質公判期日加算を5%減額 ○公判期日への出席が委託されなかった場合には、公判期日加算はしない。			
審理対応特別加算報酬	担当先行審理の数	報酬額		
	1	20,000円	40,000円	
	2	15,000円	30,000円	
	3	10,000円	20,000円	
	4以上	5,000円	10,000円	

※報酬には、算定基準1条の2による消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う調整が入ります。

※同一の事件に参加する1名の被害者参加人に国選被害者参加弁護士として選定された場合、契約約款別紙「報酬及び費用の算定基準」第5条第1項に基づき、公訴事実の数及び審理の分離の有無にかかわらず、基礎報酬は重ねて支給されません(詳細は別添注1参照。審理対応特別加算報酬については別添注2参照。)

## ● 基礎報酬の特則(減算)

- ① 選定後、被害者参加人が出席することができる最初の公判期日の前日までに、被害者参加人と電話又は面談による打合せ・協議等を行うことなく、当該公判期日に出席したとき
  - ② 選定に係る事件の記録の閲覧及び謄写をすることなく、選定後、被害者参加人が出席することができる最初の公判期日に出席したとき
- などは、基礎報酬が減額されます。

## ● 公判前整理手続等対応加算報酬

検察官と公判前整理手続等に関する打合せ・協議等を行ったときは、選定後の最初の公判前整理手続等期日に関する打合せ・協議等を除き、1回につき4,000円を加算します。なお、1回の公判前整理手続等の期日に関して複数回の打合せ・協議等をした場合は、打合せ・協議等の回数は1回と算定します。

※ 面談によらない打合せ・協議等については、加算対象として認められません。

## ● 評議対応加算報酬

裁判員裁判事件の国選被害者参加弁護士が出席した公判期日において、検察官が評議の間在廷を命じられ、国選被害者参加弁護士が検察官とともに1時間30分以上在廷したときは、3,000円を加算します。

## イ 遠距離打合せ・協議等加算報酬

被害者参加人又は検察官との打合せ・協議等、記録の閲覧又は謄写、事件現場の確認、目撃者その他の関係者からの事情聴取その他の活動を目的として、下記要件を満たす場合は、遠距離打合せ・協議等加算報酬を支給します。

### 【要件】

事務所所在地を管轄する簡易裁判所から

- ① 直線距離が片道25km以上50km未満である移動  
又は、直線距離では片道25km未満であっても、最も経済的な通常の経路及び方法による移動距離が片道50km以上100km未満であるときは、「4,000円×回数」を支給します。
- ② 直線距離が片道50km以上  
又は、直線距離では片道50km未満であっても、最も経済的な通常の経路及び方法による移動距離が片道100km以上であるときは、「8,000円×回数」を支給します。

※ 遠距離移動が選定に係る事件の被害者参加人が出席することができる公判期日等への出席のための出張を兼ねるときは、遠距離打合せ・協議等加算報酬は支給されません。

(2) 上訴審

● 通常報酬

基礎報酬	基本		控訴審 <b>60,000円</b> 上告審 <b>50,000円</b> (原審事件の種別に関わらず一律)	
	特則	加算	① 上訴審において、公訴事実を争い、または刑事訴訟法第335条第2項の事実が主張されたとき ② 原審(上告審にあたっては、第一審)が裁判員裁判事件であるとき ③ 検察官が上訴した事件(当事者双方が上訴した場合を含む。)であるとき	
			上記の①から③項目のうち、 1つに該当 <b>13,000円</b> 2つ以上に該当 <b>14,000円</b>	
		複数の被害者参加人に1名の参加弁護士が選定されたときに加算 基礎報酬×{1+(被害者参加人の数-1)×0.5}		
	減算	一定の事由がある場合には、基礎報酬の50%又は80%		
公判加算報酬	実質公判期日加算	審理時間	1回目	2回目以降
		45分未満	<b>0円</b>	<b>5,000円</b>
		45分以上 2時間30分未満	<b>5,000円</b>	<b>8,000円</b>
		2時間30分以上 4時間30分未満	<b>11,600円</b>	<b>16,600円</b>
		4時間30分以上	<b>18,300円</b>	<b>25,300円</b>
	判決宣告期日等加算	<b>3,000円</b>		
	期日間整理手続対応加算	期日間整理手続期日ごとに、検察官との打合せ・協議等を行った場合に加算 (選定後の最初の期日間整理手続期日に関する打合せ・協議等を除く。) <b>4,000円</b>		
委託事項が限定される場合の減算	○委託事項が1つ限定されるごとに実質公判期日加算を5%減額 ○公判期日への出席が委託されなかった場合は、実質公判期日加算はしない。			
審理対応特別加算報酬	担当先行審理の数		報酬額	
	1		<b>10,000円</b>	
	2		<b>7,500円</b>	
	3		<b>5,000円</b>	
	4以上		<b>2,500円</b>	

※報酬には、算定基準1条の2による消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う調整が入ります。

※その他加算及び費用については、基本的に第一審における算定の例による。

※同一の事件に参加する1名の被害者参加人に国選被害者参加弁護士として選定された場合、契約約款別紙「報酬及び費用の算定基準」第5条第1項に基づき、公訴事実の数及び審理の分離の有無にかかわらず、基礎報酬は重ねて支給されません(詳細は別添注1参照。審理対応特別加算報酬については別添注2参照。)

### 3. 費用について

#### ● 記録謄写費用

原則 200 枚を超える部分につき、1枚 20 円の定額又は1枚 40 円を上限とする実費額。

例外 ①否認事件、②第一審で法定刑に死刑の定めのある事件、③控訴(上告)審で原判決の宣告刑(原審の判決内容)が死刑又は無期拘禁刑の事件、④公判前整理手続期日等に付された事件、⑤2000 枚超の事件については、全謄写枚数が対象となります。ただし、白黒 40 円、カラー100 円を上限とする実費額となります。

#### ● 遠距離打合せ・協議等交通費及び宿泊料、公判期日等への出席のための旅費、日当及び宿泊料

##### ◇ 遠距離打合せ・協議等交通費及び宿泊料

前記2.(1)イ「遠距離打合せ・協議等加算報酬」の要件に該当する移動につき、交通費及び宿泊料を支給します。

##### ① 交通費

「通常の経路及び方法を用いた場合の実費額」又は「直線距離キロ数かける定額(100km未満は 30 円)」を支給します。

通常の方法と認められる自家用車の使用及び通常の経路と認められる有料道路の利用については、ガソリン代(軽油代)及び通行料金を支給します。

##### ② 宿泊料

宿泊を要する場合には、宿泊料※を支給します。

※ 国家公務員等の旅費支給規程別表第二で定める都道府県ごとの額を定額支給します。

##### ◇ 公判期日等への出席のための旅費、日当及び宿泊料

被害者参加人が出席することができる公判期日等に出席するために移動した場合(事務所所在地を管轄する簡易裁判所の管轄区域以外の場所で、同簡裁から直線距離で 8kmを超える場合)には、上記①と同様の方法で交通費を支給します。宿泊を要する場合には、移動日(手続が行われない日)に対して日当を、宿泊に対して宿泊料を支給します。

#### ● 通訳人費用

被害者参加人との打合せ・協議等その他法廷外における国選被害者参加弁護士としての活動に通訳人を利用し、当該通訳人の利用が国選被害者参加弁護士の活動上必要であると認められる場合は、通訳人費用を請求することができます。詳しくは、通訳料請求書記載の「通訳料基準」をご覧ください。

※ 支給対象は、「法廷外」での通訳に限ります。

#### ● 訴訟準備費用

次の費用につき、総額3万円を限度として、実費を支給します。

##### ① 診断書の作成料

##### ② 弁護士法 23 条の2に基づく弁護士会照会の手数料

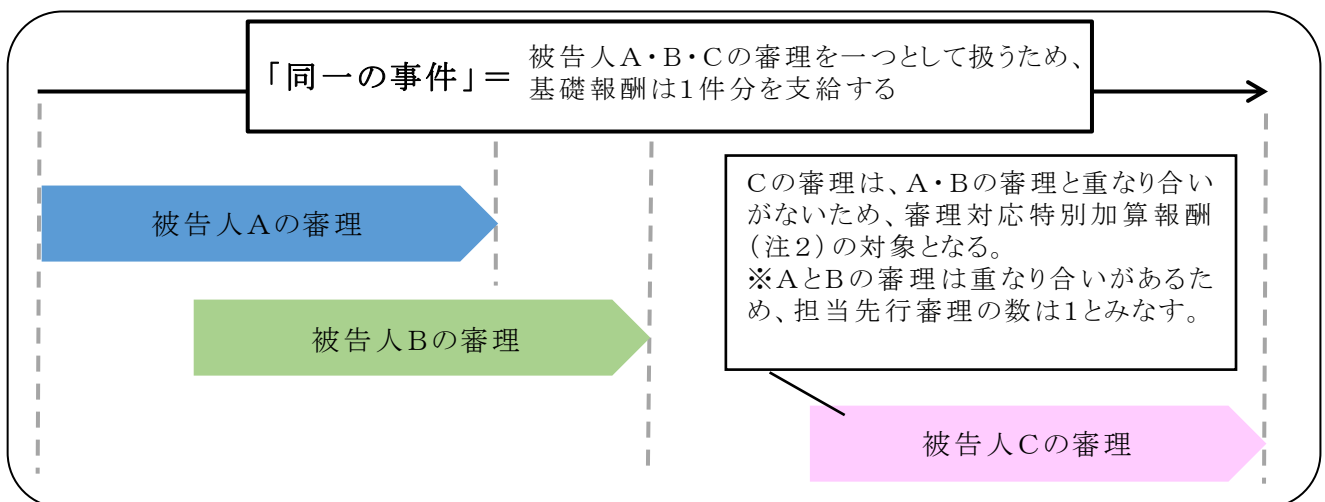
- ③ 行政機関が発行する証明書の発行手数料（行政機関が保有すべき情報を法令に基づき提供する役務に係る手数料を含む。）
- ④ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第3条第1項若しくは第4条第1項の規定による訴訟記録の閲覧若しくは謄写の手数料
- ⑤ 謄写記録の引継ぎを受けるのに要した送料（原審等の弁護士が、法テラスから謄写費用の支払いを受けている場合に限る。）

**（注1）「同一の事件」の解釈について**

「同一の事件」については、同一の被告人が同じ機会に犯した犯罪（被害者が複数であっても）、すなわち社会的事実として1個の事件といえるものは「同一の事件」とであると解釈されます（通り魔が複数名の通行人を刺殺した場合や、強盗が侵入した住居に在宅中であった夫婦2名を殺害した場合など）。また、被告人が複数名存在する事件において、各被告人に共犯関係が認められる場合、審理の分離の有無や、起訴年月日及び事件番号等の違いに関係なく「同一の事件」とであると解釈されます。したがって、仮に共犯者の一部のみについて刑事裁判手続が行われ、相当期間経過後に別の共犯者について刑事裁判手続が行われたとしても、これらは「同一の事件」として扱われることになります。

さらに、「同一の事件」に被害者参加人を同じくする別の事件が併合された場合（1度併合された場合は、その後分離があっても同じです。）には、この別の事件も含めて報酬算定上は「1つの事件」となりますので、別に基礎報酬は支給されません。

**【「同一の事件」のイメージ】**



**（注2）審理対応特別加算報酬について**

被害者参加人にかかる1つの事件（「同一の事件」）に被告人が複数いる被害者参加事件について、各被告人の事件に同一の国選被害参加弁護士が選定された場合、算定基準第5条第1項により基礎報酬は先に終了した事件に対してのみ支払われるところ、上記図のとおり、先行被告人A・Bの事件終了後に、後行被告人Cが公訴提起された場合でA・Bの事件の国選被害参加弁護士を務めた弁護士がCの事件の国選被害参加弁護士を務めた場合には、担当先行審理の数に応じて加算報酬が支給されます（加算額は、算定基準別表第4及び7）。